

低入札価格調査制度の調査方法について

【調査の方法】

開札の結果、調査基準価格を下回り、失格基準価格以上の入札者がいた場合は、以下の事項について資料等の提出を求め、低価格においても適正な履行がなされるか否かを判断します。

【調査項目】

1 積算金額の内訳及び入札価格決定の理由

当該入札価格の積算内訳について以下の調査を行い、当該入札価格で当該工事の安全で良質な施工が可能かを確認する。

(1) 仕様及び数量

ア 数量総括表に対応する積算内訳になっているか。

イ 設計図書での要求事項を理解して見積を行っているか。

ウ 指定の数量によって積算されているか。

(数量の指定がない場合は、業者の数量による。)

エ 指定の工法によって施工することとしているか。

(工法指定がない場合は、その工法に安全性等の点で問題はないか。)

(2) 資材単価、労務単価又は市場単価

資材単価、労務単価又は市場単価について、発注者の単価に比して相当程度低いと認められる場合は、当該単価の設定理由を記載した書類等の提出を求めるなど詳細な調査を行う。

(3) 安全対策

安全管理等の共通仮設費の計上内容について確認する。

(4) 現場管理費

現場管理費の計上内容について確認する。

(5) 一般管理費

一般管理費の計上内容について確認する。

2 当該工事付近及び関連する工事における手持ち工事の状況

手持ち工事の状況、配置予定技術者及び技術者配置状況について、以下の調査を行う。

(1) 手持ち工事の状況

契約対象工事付近における手持ち工事及び契約対象工事に関連する手持ち工事の状況から間接費の削減が可能か。

(具体的には、営繕費、現場管理費等の削減が可能かどうか。)

(2) 配置予定技術者及び技術者配置状況

ア 工事予定箇所に関連する技術者(監理技術者等)について、配置予定を確認し、他の手持ち工事の状況との関係を確認する。

- イ 予定技術者について、名簿の提出を求め入札者との雇用関係の確認を健康保険証等の写しにより確認する。
- 3 当該工事箇所と入札者の事務所、倉庫等の関連（地理的条件）
当該工事箇所と入札者の事務所、倉庫、資材置場、他の工事現場等との地理的条件の内容について調査を行う。
(1) 監督業務及び資機材運搬・管理等において、地理的条件等をかんがみ、経費等の削減が可能かどうかを確認する。
(2) 緊急時の対応等、安全管理に優位性があるかを確認する。
- 4 手持ち資材の状況
手持ち資材を当該工事で活用するとしている場合は、具体の数量・活用方法等及び保管状況を写真等で確認するとともに、低価格との関連性について確認する。
〔具体例〕
・ 仮設鋼矢板及び支保材、足場材、その他二次製品を活用する。
・ コンクリート用型枠等を活用する。
・ 安全管理資材を保有している。
・ 当該工事に関連する手持ち資材の活用に優位性がある。
- 5 資材購入先及び購入先と入札者との関係
当該工事で使用する資材について、低価格での調達が可能としている場合、その根拠を、資材販売店等の作成した見積書により確認する。確認できない場合は、取引先の意向を確認する。
〔具体例〕
・ 手形取引でなく現金決済による値引きが可能である。
・ 系列会社あるいは協力会社からの取引が可能である。
・ 永年にわたり取引がある。
- 6 手持ち機械数の状況
当該工事において手持ちの建設機械等を使用するとしている場合は、所属等を証する資料等で確認する。
〔具体例〕
・ 手持ちの建設重機械等の活用が可能であり、損料計上が優位にある。
・ 資産償却が終わっており、損料が不要となる。
・ 系列会社からの取引又は永年にわたり取引がある。

7 労働者の確保計画

労働者の確保計画及び配置の内容について、以下の調査を行う。

- (1) 労働者について、確保計画及び配置予定によって適切な施工が可能であるかを確認する。
- (2) 労働者について、自社の者を従事させることとなる場合には、名簿の提出を求め、雇用関係の確認を行う。
- (3) 下請業者を予定している場合は、予定している施工体制台帳、施行体系図、下請業者の見積書及び下請業者の確認書の提出を求め、下請に係る見積額が入札金額の積算内訳に正しく反映されているか確認する。

[具体例]

- ・ 下請業者が提出された金額で契約する意思があること。
- ・ 当該金額が建設業法第 19 条の 3 の規定に違反する不当に低い請負代金でないこと。以下の場合、その理由を記載した書類等の提出を求め、これに基づき詳細な調査を行うとともに、必要に応じて下請業者に内容の聴取を行う。
- ・ 下請業者の見積金額が入札金額の積算内訳に適正に反映されていない場合
- ・ 下請業者の見積書等の工事内容（規格、工法及び数量等）が明確でない場合
- ・ 下請業者の資材単価、労務単価又は市場単価について、発注者の単価に比して相当程度低いと認められる場合

8 過去 2 年間に施工した公共工事名及び発注者

- (1) 過去 2 年間に施工した公共工事について、その契約書、施工体制台帳、完成検査結果通知書等の提出を求め、内容の確認を行う。

9 その他必要な事項

経営状況等の確認

[具体例]

- ・ 直近の審査基準日の経営事項審査結果通知書の提出を求め、自己資金額、経営利益額、完成工事高を調査し、工事を施工する能力があるか否か及び経営状態が著しく悪化していないかを確認する。
- ・ 市税等（市税、水道料金、下水道使用料等）の滞納が無いかを確認する。

※ 調査対象者が、調査を拒否し、又は協力しない場合は、契約内容に適合した履行がされないおそれがないことが証明されないことから、この場合は「当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがある」に該当するものとする。